

# 平成 30 年 8 月

## 遊佐町農業委員会第 5 回総会議事録

1. 開催日程 平成 30 年 8 月 28 日（火） 午後 2 時 00 分～午後 2 時 55 分
2. 場 所 遊佐町役場 1 階 議事所
3. 会議に付した議案

報告事項 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について  
 報告事項 2 地目変更登記に係る照会に対する回答について

議第 18 号 非農地証明願いについて  
 議第 19 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
 議第 20 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について  
 議第 21 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による  
 農用地利用集積計画の決定について

4. 出席委員 (16 名中 15 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	齋藤 誠喜	2	鈴木 寿一	3	渡会 健	4	鈴木 一弥
5	高橋 正樹	6	川俣 義昭			8	菅原 寛志
9	今野 一彦	10	伊原ひとみ	11	榊原 一男	12	土門健太郎
13	荒生あや子	14	菅原 善悦	15	佐藤 重一	16	佐藤 充

5. 欠席委員 (3 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
7	菅原 幸男						

6. 出席農地利用最適化推進委員 (4 名中 2 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名
蕨岡	池田 龍介	南西部	今井 彰				

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (2 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名
遊佐	大谷 進一	北部	高橋 正人				

8. 事務局出席者 (3 名)

佐藤廉造事務局長、太田英敦係長、伊藤歩美主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	定刻になりましたので遊佐町農業委員会 8 月定例会を開催します。 はじめに、本日の出欠状況の報告を荒生懲罰委員長よりお願いします。 (13 番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)
13 番荒生あや子委員	本日の出欠状況について報告いたします。 欠席委員 1 名、出席委員 15 名で過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。 なお、農地利用最適化推進委員は 2 名欠席で 2 名出席しております。 以上報告を終わります。
事務局長	ありがとうございました。続きまして、総会開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いします。
会長	お忙しい中、また暑い中ご苦勞様です。 今回の東北・北海道農業活性化フォーラムお疲れ様でした。初日は台風の影響を心配しましたが、無事に飛行機が飛んでくれました。フォーラムには少々遅れたものの、基調講演、事例発表といろいろ参考になりました。 次の日は谷口農場の視察で、従業員 48 名、役員 3 名、パート 17 名、海外実習生 7 名の法人でした。経営総面積 5,514a で、うち水稻 4,255a、トマト 409a、あとは大豆、その他の野菜でした。また、トマトジュースの販売が主でした。 これまで順調にきたわけですが、途中、大口取引の破断で資金繰りに苦勞したとか、肥料メーカーの偽装による商品表示のトラブルなど躓いたようであります。今現在は単体売上で 4 億 5 千万円、グループの子会社入れて 5 億 6 千万円だそうです。 この農園では、冬季社員セミナーということで、10 月から 3 月までテーマを設けてやっているということでした。 最後に、部長さんの説明の中で、女性の力を活かした企業づくりということで、女性の方が働いているということで、納得させられました。そのような視察先でした。 それでは、本日の総会に提出された案件の慎重審議よろしく願いいたします。
事務局長	ありがとうございました。 それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。  〈異議なしの声〉 では 13 番荒生あや子委員、15 番佐藤重一会長代理にお願いします。 なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。それでは、総会次第に基づき進行いたします。 はじめに、報告事項について、事務局より説明願います。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(報告事項、朗読説明)

議長	事務局より詳細説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>報告事項1.農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、合計8件、すべて農地法第3条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>番号29 計14筆、20,677㎡  番号30 計2筆、1,110㎡  番号31 計4筆、2,841㎡  番号32 計4筆、1,079㎡  番号33 計3筆、2,134㎡  番号34 計3筆、3,407㎡  番号35 計5筆、5,636㎡  番号36 計7筆、7,032㎡</p> <p>以上8件、全て相続による所有権の取得です。</p> <p>続きまして、報告事項2.地目変更登記に係る照会に対する回答について、説明します。</p> <p>番号1 計1筆、330㎡</p> <p>照会地は農業振興地域内の農用地区域外、都市計画区域外で、昭和22年頃と昭和43年頃にそれぞれ倉庫を1棟ずつ建築し、農地転用の許可を得ないまま70年以上経過し、現在に至っております。農地に復元することは著しく困難と認められます。</p> <p>土地改良事業受益地外で、隣接する農地も無いため、やむを得ないものと判断いたします。</p> <p>平成30年7月31日付けで山形地方法務局酒田支局から照会があり、8月8日に齋藤土地専門部会長、今野副部会長、庄内総合支庁農業振興課伊藤主査と現地調査を実施し、同8日付けで県知事に対して原状回復命令の有無について照会いたしました。</p> <p>8月16日付けで県知事より原状回復命令を行う予定はないとの回答を得ましたので、同日付けで現況地目は宅地、原状回復命令なしで法務局酒田支局に回答しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。 (質問、意見無し)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。</p> <p>議第18号 非農地証明願いについて、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は1頁、補足説明資料は3頁をご覧ください。</p> <p>番号3 計1筆、77㎡</p> <p>申請地は昭和47年から非農地として利用しており、以降40年以上隣接する宅地と一体利用しております。農地に復元することが著しく困難で、</p>

	<p>復元しても農地として継続利用できない状況です。固定資産税も雑種地で課税されております。</p> <p>現況非農地として証明してよろしいかご審議いただきたいと思います。</p> <p>20日に齋藤土地専門部会長、今野副部会長、川俣委員の3名で現地調査を行っておりますので、後ほど報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは番号3について、1番齋藤土地専門部会長より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(1番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1番齋藤誠喜委員	<p>8月20日現地調査しました。</p> <p>基準書の1ページの位置図ですが、赤い小さいところですが、宅地の東側の敷地内にあります。字限図ですが、このような台形をしております。</p> <p>2頁の写真ですが、完全に屋敷の一部になっております。成木等もあり農地に復元することは非常に困難だということで、非農地と証明しても良いと思われました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に9番今野副部会長より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(9番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
9番今野一彦委員	<p>私も部会長と同じ意見です。</p> <p>2頁の写真を見てのとおりです。農地にはちょっと復元できないので、非農地として認めても何ら問題ないと判断してきました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に6番川俣義昭委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(6番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)</p>
6番川俣義昭委員	<p>部会長、副部会長と同じで非農地証明許可相当と判断してきました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明と現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第18号 非農地証明願いについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第18号 非農地証明願いについて、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第19号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>総会議案書は8頁、審査基準書は3頁、補足説明資料は7頁からご覧ください。</p>

	<p>番号 1 計 1 筆、627 m<sup>2</sup></p> <p>申請地は、集落の南部に位置し、都市計画区域外、農業振興地域内、土地改良事業受益地外で、牛舎を建築するため農地転用許可申請したものです。</p> <p>周辺農地より 10m 程度高い位置にあり、中山間等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、その他の農地と判断されます。</p> <p>申請地の西側に既存の牛舎もあり利便性が良く、計画面積も妥当で、残高証明や補助金の内示等で資金も確認しており現実性があり、周辺農地への影響もないと思われるため許可相当と考えます。</p> <p>20 日に、齋藤部会長、今野副部会長の 2 名で現地調査を行っておりますので、報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは番号 1 について、1 番齋藤土地専門部会長より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(1 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1 番齋藤誠喜委員	<p>これも 20 日に現地調査を行いました。</p> <p>基準書の 3 頁の位置図ですが、十字路といいますか、五差路というか、そこから細い農道を入ったところに申請地があります。</p> <p>下の字限図ですが、赤い部分が申請地で、左隣の四角いところが今建っている牛舎の位置になります。</p> <p>次の頁の写真ですが、点線で引かれたところが申請地で、ここに新しい牛舎を建てるということで、立木等があったのですが切って建てる準備をしている様子でありました。</p> <p>30 年度の支援事業を活用して、現在 14 頭の牛を 30 頭まで増やすという計画で進めていこうとしておりました。</p> <p>周辺農地への影響もないようですし、堆肥舎もそれに合わせて増改築していく予定だということでもありますし、資金計画も問題ないと。息子さんも一緒に経営しており、後継者についても問題ないというようなことで、許可相当だと考えてまいりました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に 9 番今野副部会長より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(9 番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
9 番今野一彦委員	<p>私も部会長が説明されたことに同感です。</p> <p>申請者は 2～3 年前までは会社勤めしながら、牛と田んぼをやっておりました。今は会社も辞めて専業で頑張っています。倅さんも大学を出て、どこにも就職しないで専業でやっています。今の倍にしたいということで頑張ってもらいたいと思います。</p> <p>牛が増えるということは、当然、牛糞、堆肥も増えるということで、増築するということでした。</p> <p>私も許可相当と判断してきました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(14 番菅原善悦委員が挙手し、議長が指名する)</p>

14 番菅原善悦委員	<p>ちょっと教えていただきたいのですが、内容等は理解したのですが、牛舎の事業費はいくらでしょうか。載ってないようなのですが。わかれば教えていただきたいと思います。</p>
議長	<p>事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明資料の 23 頁をご覧くださいと思います。</p>
14 番菅原善悦委員	<p>了解いたしました。 補足説明資料の 18 頁の資料は、あまりにもリアルすぎるのでいかなものかなという印象を受けました。何らかの方法で説明資料に代えられるようなものがあれば一番いいのかなと思いました。 以上です。</p>
事務局	<p>了解いたしました。 他に質問のある方よろしく願います。 (質問、意見なし) それでは、質疑を終了し採決いたします。 議第 19 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 19 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、原案のとおり許可相当との意見書を添付して県知事に進達することに決定いたします。 次に、議第 20 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。 総会議案書は 10 頁、審査基準書は 8 頁、補足説明資料は 25 頁からご覧ください。 番号 1 計 1 筆、174 m<sup>2</sup> 申請地は集落の東部に位置し、都市計画区域外、農業振興地域内、土地改良事業受益地内となっており、駐車場を整備するため申請したものです。 おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断されます。 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、計画面積も駐車スペースの配置から適当なものと考えられます。 土地改良事業受益地ではありますが土地改良区の意見書もあり、周辺農地への支障も考えられないことから許可相当と考えます。 20 日に、齋藤部会長、今野副部会長、川俣義昭委員の 3 名で現地調査を行っておりますので、報告をお願いいたします。 以上です。</p>
議長	<p>それでは番号 1 について、1 番齋藤土地専門部会長より現地調査の報告をお願いします。</p>

	(1 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)
1 番齋藤誠喜委員	<p>これも 20 日に現地調査を行いました。</p> <p>基準書の 8 頁に位置図ありますけれども、先ほどの 18 号の台形の東下 にきたところが今回の申請地となります。</p> <p>お客さんが利用する駐車場を整備することが目的となっておりますが、 周りの農地には支障を与えないということと、今まで個人名義になっていた ものを申請者名義にするというものでありましたので、許可相当だと考 えてまいりました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に 9 番今野副部長より現地調査の報告をお願いします。
9 番今野一彦委員	(9 番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)
	私も部長と同様、許可相当だと思って見てきました。
	以上です。
議長	次に 6 番川俣義昭委員より現地調査の報告をお願いします。
6 番川俣義昭委員	(6 番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)
	今、部長、副部長からあったとおり、私も同様であります。また、 将来のことも考えて名義を移すということでしたので、所有権移転に関し ては許可相当だと判断してきました。
	以上です。
議長	<p>それでは質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と現地調査報告 について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 20 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、 原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 20 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転 許可申請について、原案のとおり許可相当との意見書を添付して県知事に 進達することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 21 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による 農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より詳細説明願います。
	(事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>それでは補足説明申し上げます。審査基準書は 13 頁をご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農 用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳は、(1)所有権移転が 5 件、(2)利用権設定は再設定が 5 件となっ ております。計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧だ さい。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進 法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>(1)所有権移転</p> <p>番号 9 計 2 筆、1,226 m<sup>2</sup></p> <p>10a あたり 300,000 円、総額 367,800 円の売買による所有権移転です。</p>

この件については平成30年4月総会においても同様の申請がありましたが、当時の所有者が4月総会の公告日以前に亡くなってしまったため、総会で決定したものの失効となっております。その後、相続登記が完了したため、今月総会に申請があったものです。

番号10 計1筆、2,899 m<sup>2</sup>

総額550,000円の売買による所有権移転です。

この土地については平成22年7月総会において、「風力発電所送電線の電柱埋設」を理由に、農地法第5条の規定による20年間の賃借権が設定されております。賃借権が設定されている面積は全面積2,541 m<sup>2</sup>のうち1 m<sup>2</sup>です。

所有権移転後も賃借権は消滅せず付随する形となりますが、譲渡人と譲受人の間で話し合い済みで、現在譲渡人が賃借料の支払い先の変更について借人と手続きを進めている最中とのことでした。

現地調査については番号9、10ともに、鈴木一弥委員より行っていただきましたので、このあと報告をお願いします。

番号11 計7筆、10,895 m<sup>2</sup>

10aあたり516,000円、総額5,675,000円の売買による所有権移転です。

番号12 計9筆、13,045 m<sup>2</sup>

10aあたり479,000円、総額6,306,000円の売買による所有権移転です。

今回の売買は、所得税の1500万円特別控除が受けられる農地中間管理機構の特例事業を活用したもので、平成30年5月総会の議第10号により、所有権はセンターへ移転しております。

今回は、センターから譲受人への所有権移転という内容です。

現地調査については番号11、12ともに土門健太郎委員より行っていただきましたので、このあと報告をお願いします。

番号13 計4筆、435 m<sup>2</sup>

10aあたり650,000円と0円、総額4,888,650円の売買による所有権移転です。0円で計算した部分は、今回の売買で残してしまうと今後問題があると思い、併せて申請したとのことでした。

現地調査については池田推進委員より行っていただきましたので、このあと報告をお願いします。

## (2)利用権設定

今回の案件はすべて同一人と再設定です。

また、期間は5年間となっております。

番号28 計7筆、14,902 m<sup>2</sup>

単価は10aあたり17,000円です。

番号29 計4筆、6,846 m<sup>2</sup>

単価は10aあたり17,000円です。

番号30-1、30-2は農地利用集積円滑化団体を介した契約です。

計1筆、911 m<sup>2</sup>、単価は10aあたり22,000円です。

番号31 計5筆、6,747 m<sup>2</sup>

単価は10aあたり17,000円と13,000円です。

番号32 計3筆、5,474 m<sup>2</sup>

単価は10aあたり17,000円です。

説明は以上です。

議長

それでは、(1)所有権移転の番号9と10について、4番鈴木一弥委員よ

	<p>り現地調査の報告をお願いします。  (4番鈴木一弥委員が挙手し、議長が指名する)</p>
4番鈴木一弥委員	<p>最初に9番ですが、春にも報告したとおり、メロンを作っていたのですが、収穫が終わって、後片付けが終わってから大根を植えるということでした。</p> <p>10番については、これまでも借りておりましたので、春に加工大根を植えて、これから加工大根を播種するという予定ですので、2つとも何ら問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、(1)所有権移転の番号11と12について、12番土門健太郎委員より現地調査の報告をお願いします。  (12番土門健太郎委員が挙手し、議長が指名する)</p>
12番土門健太郎委員	<p>報告します。</p> <p>番号12は、来年も継続して作付していくということでした。</p> <p>番号11は、大きなところは作付しておりまして、村の東の小さなところはハウスを建てる予定だということで、春は育苗として使って、夏はトマト栽培に利用するということがだったので、両方とも問題なしと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>最後に、所有権移転(1)番号13について、池田推進委員より現地調査の報告をお願いします。  (池田推進委員が挙手し、議長が指名する)</p>
池田龍介推進委員	<p>本人立会いのもと、説明を受けてまいりました。</p> <p>字限図を見ていただくと、左上の一番大きい面積になっておりますけれども、でわのもちとひとめぼれが植えてございました。大変良く管理されております。真ん中の辺ですが、ハウスを建てたいということでした。右側の方ですが、牧草地になっておりますが、きれいに刈られております。譲渡人と譲受人は親戚で、30年以上前から譲受人が管理している土地でありまして、非常に管理が行き届いていて、今後も何も問題になることはないとみてまいりました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、佐藤重一委員長より報告をお願いします。  (15番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15番佐藤重一委員	<p>8月20日に、202会議室で7名中6名が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>はじめに、(2)番号28と32について、質疑に入ります。</p> <p>この件は、土門健太郎委員に関する案件ですので、土門委員は一時退席をお願いします。</p> <p>(12番土門健太郎委員 一時退席)</p> <p>(2)番号28と32について、事務局からの説明に、何か質問意見等はございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

	<p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 21 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についての(2)番号 28 と 32 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(在席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 21 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についての(2)番号 28 と 32 について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>退席されていた土門委員は着席願います。</p> <p>(12 番土門健太郎委員 着席)</p> <p>それでは、ただいま議決いただきました(2)番号 28 と 32 以外の案件について質疑に入ります。</p> <p>事務局からの説明と現地調査報告について、何か質問・意見等ございますか。</p> <p>(5 番高橋正樹委員が挙手し、議長が指名する)</p>
5 番高橋正樹委員	<p>13 番ですけど、譲受人は法人ではなくて、個人での購入と考えてよろしいんでしょうか。</p>
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>個人での購入です。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは、ないようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 21 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についての(2)番号 28 と 32 以外の案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 21 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についての(2)番号 28 と 32 以外の案件について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p> <p>(委員、事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで 8 月の定例総会を閉会します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>